

# 鳥取県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要領

## 1 目的

鳥取県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業補助金交付要綱（以下「本事業補助金交付要綱」という。）の実施において、補助金の円滑な交付事務を行うため、知事の指定する医療機関の指定事務等に関する事項を定めることを目的とする。

## 2 助成制度の概要

- (1) 実施主体 鳥取県
- (2) 対象者 本事業補助金交付要綱の別表1に掲げる者。
- (3) 実施方法 本事業補助金交付要綱に基づき、対象者が補助事業を行った場合、県は予算の範囲内で本事業補助金を交付する。
- (4) 申請及び実績報告方法 対象者は、本事業補助金交付要綱に定める方法で交付申請及び実績報告を行う。その際、本事業補助金交付要綱に定める書類を提出する。

## 3 がん・生殖医療連携ネットワーク体制の構築

知事は、以下の目的を達成するため、あらかじめ4により指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）、原疾患治療施設及び県の連携体制を構築する。

なお、がん・生殖医療連携ネットワーク体制の構築に当たっては「地域がん・生殖医療ネットワークの構成と機能に関する研究班の基本的考え」（がん・生殖医療連携ネットワークの全国展開と小児・AYA 世代がん患者に対する妊孕性温存の診療体制の均てん化にむけた臨床研究—がん医療の充実を志向して、令和2年度研究代表者：鈴木直）を参考とする。

- (1) 対象者が適切に妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療を知り、希望した場合に速やかに、かつ、適切な妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療を受けることができる体制を構築すること。
- (2) 関係者が連携して相談支援体制を確保すること。

## 4 指定医療機関の指定

- (1) 知事は、医療機関からの申請に対して、5に定める事項を実施できる医療機関を指定医療機関として指定することができる。なお、令和5年9月30日までに都道府県知事の指定を受けた指定医療機関は、令和5年4月1日以後であれば、3のがん・生殖医療連携ネットワーク体制の構築後から指定医療機関の指定を受けていたものとみなすことができる。
- (2) 指定医療機関の指定においては、他の都道府県の医療機関を指定すること及び他の都道府県知事が指定した医療機関を本県知事が指定したとみなすことができる。
- (3) 知事は、指定医療機関より指定の辞退の申し出があったとき、指定医療機関が指定要件を欠くに至ったとき、又は、指定医療機関として不適当と認めるものであるときは、その指定を取り消すことができる。

ただし、令和3年度に日本産科婦人科学会の医学的適応による未受精卵子、胚（受精卵）及び卵巣組織の凍結・保存に関する登録施設として指定を受けた妊孕性温存療法実施医療機関について、5（1）

の指定に必要な手続きを取っている期間の間は取消しを猶予することができる。取消しの猶予が可能な期間は、令和5年9月30日までとし、それ以降の猶予は出来ないものとする。

取消しにあたっては、他の妊孕性温存療法実施医療機関等と連携し、当該医療機関で治療を行った者、治療中の者、治療を希望する者が不利益を被ることのないよう対応することを指示することや、十分な周知を行う等の対応を行うこととする。

(4) (1)の指定を受けようとする医療機関は指定申請書(様式第4-1号)を知事に提出する。

(5) (4)の指定申請書の内容に変更等があった場合は、速やかに変更・辞退届出書(様式第4-2号)を知事に提出するものとする。

## 5 指定医療機関の要件

### (1) 妊孕性温存療法実施医療機関

指定を受けようとする医療機関は、本事業の妊孕性温存療法実施医療機関(検体保存機関)として、日本産科婦人科学会又は日本泌尿器科学会が承認(仮承認を含む)した医療機関のうち、6(3)、(4)を除く。)に定める事項を実施できる医療機関とする。

### (2) 温存後生殖補助医療実施医療機関

指定を受けようとする医療機関は、本事業の温存後生殖補助医療実施医療機関として、日本産科婦人科学会が承認(仮承認を含む)した医療機関のうち、6(2)、(4)を除く。)に定める事項を実施できる医療機関とする。ただし、令和5年9月30日までは、日本産科婦人科学会が医療機関を承認するまでの期間については、(1)の医療機関のうち、6(3)に定める事項を実施できる医療機関を温存後生殖補助医療実施医療機関として、指定することができる。

## 6 指定医療機関及び原疾患治療施設における実施方法

### (1) 対象者への情報提供等

指定医療機関及び原疾患治療施設は、対象者への情報提供・相談支援・精神心理的支援を行う。

### (2) 妊孕性温存療法証明書の交付

妊孕性温存療法実施医療機関は、本事業補助金交付要綱に規定する、妊孕性温存療法を実施したことを証明する妊孕性温存療法証明書(様式第1-2号)を交付する。

### (3) 温存後生殖補助医療証明書の交付

温存後生殖補助医療実施医療機関は、本事業補助金交付要綱に規定する温存後生殖補助医療を実施したことを証明する温存後生殖補助医療証明書(様式第2-2号)を交付する。

### (4) 原疾患治療証明書の交付

原疾患治療施設は、対象者に対して本事業補助金交付要綱に規定する治療を実施したこと又は実施予定であることを証明する原疾患治療証明書(様式第1-4号)を交付する。

### (5) 日本がん・生殖医療登録システムへの入力

指定医療機関は臨床情報等のデータを日本がん・生殖医療登録システムへ入力するとともに、定期的(年1回以上)に対象者のフォローアップを行い、自然妊娠を含む妊娠・出産・検体保存状況及び原疾患の転帰等の情報を日本がん・生殖医療登録システムへ入力する。

また、指定医療機関は対象者に対して、対象者自身で自然妊娠を含む妊娠・出産・検体保存状況及

び原疾患の転帰等の情報の入力可能な専用のスマートフォンアプリの取得及び使用を促す。

#### (6) 同意の取得

指定医療機関は、対象者に対して、以下の通り同意を得ること。

ア 妊孕性温存療法又は温存後生殖補助医療を受けること及び本事業に基づく研究への臨床情報等の提供を行うことについて説明を行った上で、本事業に参加することの同意を得ること。

イ 対象者が未成年の場合は、できる限り本人に対しても説明を行った上で、親権者又は未成年後見人による同意を得ること（妊孕性温存療法の対象者に限る）。

ウ イの同意取得時に未成年だった対象者が成人した時点で、検体凍結保存の継続について、説明を行った上で同意を得ること（妊孕性温存療法の対象者に限る）。

### 7 普及啓発等

知事は、対象者やその家族等に対して制度の普及啓発を行うとともに、相談窓口の設置等に努める。特に、原疾患治療施設等に対して広く周知することとし、がん診療連携拠点病院等、難病医療拠点病院、がん相談支援センター、難病相談支援センター等の施設においては、当該事業について院内等で掲示し、対象となる可能性のある者への周知、説明を実施する。

### 8 台帳の整備

知事は、助成の状況を明確にするため、本事業に係る台帳を備え付け、助成の状況を把握する。なお、転居等により以前の助成状況を把握していない場合は、前住所地等へ照会する等適宜確認を行う。

### 9 助成実績情報の共有

指定医療機関における日本がん・生殖医療登録システムへの臨床情報等のデータ入力状況の確認・フォローアップ等による本事業の推進を目的として、国または日本がん・生殖医療学会から当該事業の助成状況について照会があった場合は、必要性に応じて情報提供を行う。

### 10 注意事項

- (1) 本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせる行う保険外併用療法（いわゆる混合診療）を認めるものではなく、保険外診療である補助事業を受けた場合の自己負担の一部を助成するものとする。
- (2) 本事業の関係者は、患者等に与える精神的影響を考慮して、本事業によって知り得た情報の取扱いについて慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人情報の取扱いについては、その保護に十分配慮すること。

#### 附 則

この要項は、令和4年6月30日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

#### 附 則

この要項は、令和5年6月6日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。